### 「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組(指針)」の概要

平成13年3月19日総務省自治行政局

「市町村の合併のパターン」などを内容とした「市町村の合併の推進についての要綱」 策定後の都道府県及び市町村における市町村合併に向けた取組について具体的に要請した もの。

#### 第1 市町村合併の推進に当たっての基本的考え方

市町村合併には、市町村や地域住民が自主的、主体的に取組むことが基本であるが、以下の理由により、市町村合併の推進は、もはや避けることのできない緊急の課題になっている。

- (1) 地方分権の推進
- (2) 多様化・高度化する広域的行政課題への対応
  - ① 少子高齢化への対応、 ② 環境問題への対応、 ③ 情報化の進展への対応
- (3) 国・地方の財政状況への対応

#### 第2 都道府県による市町村合併の支援策

1 市町村合併支援本部の設置

平成 13 年中のできるだけ早い時期に、知事を長とする市町村合併のための全庁的な 支援体制(支援本部)を設置し、毎年度の具体的な取組内容をあらかじめ公表する。

- 2 市町村合併の支援のための具体的な取組内容
  - (1) 合併の気運の醸成等
  - (2) 合併重点支援地域
    - ① 合併重点支援地域の指定

平成13年中のできるだけ早い時期に、以下に例示するような地域の中から、少なくとも数箇所を、あらかじめ関係市町村の意見を聴き、合併重点支援地域として指定する。

- ア 地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域
- イ 合併協議会又は市町村合併特例法に基づかない任意の協議会等が設置されている地域
- ウ 関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都 道府県に対して要請がなされた地域
- エ その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当で あると考えられる地域
- ② 合併重点支援地域における支援策の強化
- ③ 合併協議会の設置についての勧告

合併重点支援地域に指定後、1年以内に合併協議会が設置されない場合において、 必要に応じて、知事は、合併協議会の設置についての勧告を行うことを検討する。

- (3) 合併後の支援策
  - ① 合併市町村からの要請に基づく合併市町村に対する人的支援
  - ② 市町村建設計画に掲げられた都道府県事業の重点的実施
  - ③ 合併市町村の行う事業に対する交付金等の交付
  - ④ 従来市町村単位で実施されてきた各種施策の旧市町村の実情を考慮した施策実施

## 第3 市町村の自主的・主体的な取組

自らの市町村における合併の必要性について積極的な検討を行うとともに、その結果を 踏まえて、合併協議会の設置などに取り組むことが重要である。

- 1 市町村における合併の必要性についての検討
- 2 合併協議会の設置と運営
- 3 合併後の地域対策の促進
- ① 合併後の市町村における支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- ② 「わがまちづくり支援事業」の活用
- ③ 合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例に関する規定の活用

# 第4 国による市町村合併の推進のための財政支援措置

- 1 予算措置
- 2 税制上の措置
- 3 地方財政措置